

固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等からの排水設備要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等からの排水設備要件に関する事項

改正理由

2006 年に紅海で発生したパナマ船籍フェリーのアル・サレム・ボッカチオ 98 号の火災消火の際の転覆事故を契機とし、固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等について、消火水の滞留を防止するために排水能力の強化及び排水装置の閉塞防止措置を講ずる SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則の改正が、2008 年 5 月に決議 MSC.256(84)として採択された。

これに伴い、当該設備の詳細要件を規定した指針 (*Guidelines for drainage systems in closed vehicle and ro-ro spaces and special category spaces*) が、2009 年 6 月の IMO 第 86 回海上安全委員会 (MSC86) において承認され、MSC.1/Circ.1320 として回章されるとともに、SOLAS 条約第 II-1 章第 35-1 規則のビルジ排水設備に関する規定の改正が決議 MSC.282(86)として採択された。

本会においては、SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則の改正については既に必要な改正を行っていることから、今般、MSC.1/Circ.1320 及び決議 MSC.282(86)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 閉囲された車両積載区域又はロールオン・ロールオフ区域に固定式加圧水噴霧装置を備える場合、ビルジ排水装置については、排水能力等に関する鋼船規則 R 編の追加要件による旨を規定した。
- (2) 固定式加圧水噴霧装置を備える車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に要求される排水装置の排水能力について、詳細要件を規定した。
- (3) 閉囲された車両積載区域又はロールオン・ロールオフ区域に固定式加圧水噴霧装置を備える場合に要求される排水装置の閉塞を防止する措置について、詳細要件を規定した。